明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（最高裁一）　一

〔省令〕
○漁業法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一）　三

〔告示〕
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（法務一四）　三
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産四四～四九）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五〇～六三）　五
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通七九）　八
○道路に関する件（東北地方整備局四、五）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局一、二）　八

〔人事異動〕
内閣　警察庁　法務省　国税庁　九

〔官庁報告〕
法務
公証人任免（法務省）　九
国家試験
平成二十九年度小学校教員資格認定試験合格者（文部科学省）　九
平成二十九年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、司法書士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　一〇
会社その他　三〇

最高裁規則

最高裁判所規則第一号

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年一月十五日

最高裁判所

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条並びに第二十八条の三第一項及び第二項中「第三百五十条の三第一項」を「第三百五十条の十七第一項」に改める。

第三十八条第二項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第百五十七条の四第二項」を「第百五十七条の六第三項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の六第一項又は第二項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第百五十七条の三」を「第百五十七条の五」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第百五十七条の二第一項」を「第百五十七条の四第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法第百五十七条の二第一項各号に掲げる条件により証人尋問を行ったこと。

第三十八条第三項中「第百五十七条の四第二項」を「第百五十七条の六第三項」に改め、同条第七項中「第百五十七条の四第三項」を「第百五十七条の六第四項」に改める。

第四十四条第一項第四十九号中「第三百五十条の十一第一項第一号」を「第三百五十条の二十五第一項第一号」に、「第三百五十条の八」を「第三百五十条の二十二」に改め、同号を同項第五十号とし、同項第四十八号中「第三百五十条の八第一号」を「第三百五十条の二十二第一号」に改め、同号を同項第四十九号とし、同項第四十七号を同項第四十八号とし、同項第四十六号ロ中「決定」の下に「（法第百五十七条の二第一項又は第百五十七条の三第一項の請求に対する決定を除く。）」を加え、同号ト中「第百五十七条の四第二項」を「第百五十七条の六第三項」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項中第四十五号を第四十六号とし、第四十号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十九号中「第百五十七条の六第一項又は第二項」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第三十八号中「第百五十七条の三」を「第百五十七条の五」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十七号中「第百五十七条の二第一項」を「第百五十七条の四第一項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項中第三十六号を第三十七号とし、第二十八号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第百五十七条の四第二項」を「第百五十七条の六第三項」に改め、同項第二十八号とし、同項第二十六号中「第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の六第一項又は第二項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十五号中「第百五十七条の五」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十四号中「第百五十七条の二第一項」を「第百五十七条の四第一項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　法第百五十七条の二第一項各号に掲げる条件により証人尋問を行ったこと。

第五十二条の十九中「第百五十七条の四第二項」を「第百五十七条の六第三項」に改める。

第百七条の二第一項中「第百五十七条の二第一項」を「第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項」に、「第百五十七条の三」を「第百五十七条の五」に、「第百五十七条の四第一項」を「第百五十七条の六第一項及び第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

第百七条の三　法第百五十七条の六第二項の同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは、同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とする。

第百十三条第二項中「構内」の下に「（第百七条の三に規定する他の裁判所の構内を含む。）」を加える。